令和3年2月12日 労働委員会事務局

令和2年の労使紛争の処理状況等について

1 概要

労使紛争の処理機関である労働委員会では、自らのミッションと取組の方向性を定めた「広島県労働委員会活動指針」に基づき、集団的労使紛争及び個別労働関係紛争の迅速・的確な処理に取り組むとともに、自律的な紛争解決に向け、出前講座の実施や関係機関との連携強化などの取組を行った。

2 紛争処理等の状況(令和2年1月~令和2年12月)

(1) 不当労働行為の審査

(単位:件)

| Z | <u> </u> | ي | } | 前年から の繰越し | 新規係属 | 計 | | 終結 | i | H27~R 元の 平均取扱件数 |
|----|----------|--|----|--------------|------|---|---|---|-------------|--------------------|
| 不当 | 労働行 | うきゅう ラスカップ ラスティ かいこう かいこう かいしょう かいしょう かいしょ かいしょ かいしょ かいしょ かいしょ かいしょう はいしょう はいまた はいしょう はいしょう はいしょう はいしょく はい | 審査 | ಣ | 1 | 4 | 3 | 命 令和 解取下げ | 2 0 1 | 8.8 |
| 行 | 政 | 訴 | 訟 | 1 | 0 | 1 | | 1 | | 2.8 |

- 〇 新規申立て 1 件は、企業や職種に関係なく個人で加入できる合同労組からの申立てであり、労働組合法第7条第2号(団交拒否)及び同条3号(支配介入)違反を争うものであった。
- 〇 命令のうち1件は外国人労働者に関する事件であり、本人が帰国していたため時間を要した(639日)。この結果、平均処理日数405日で、目標の1年は達成できなかった。
- 行政訴訟係属事件は1件で、最高裁の棄却決定により、当委員会の命令が維持された。

(2) 労働争議の調整

(単位:件)

| 区 | | | 分 | | 新規係属 | 計 | 終結 | | | H27~R元の 平均取扱件数 |
|----|------|----|----|---|------|---|----|-------------------|-------|-------------------|
| 調整 | 労働争議 | あっ | せん | 3 | 2 | 5 | 4 | 解 決 打切り 取下げ | 2 2 0 | 7.0 |
| 11 | ፟議 の | 調 | 停 | 0 | 0 | 0 | | 0 | | 0 |
| | V | 仲 | 裁 | 0 | 0 | 0 | | 0 | · | 0 |

- 新規申請2件は、企業内組合と産業別組合からの申請であった。
- 新規申請のあっせんを事項別(重複あり)にみると、「組合活動」などで2件となっている。
- 被申請者があっせんに応じずやむを得ず打切りとなったものが2件となっている。

(3)個別労働関係紛争のあっせん

(単位:件)

| 区分 | 前年から の繰越し | 新規係属 | 計 | j | 終結 | i | H27~R 元の 平均取扱件数 |
|---------|--------------|------|-----|-----|-----|---|--------------------|
| 個別労働関係 | | | | | 解決 | 6 | |
| 似 | 4 | 7 | 1 1 | 1 1 | 打切り | 4 | 13.8 |
| か争のあっせん | | | | | 取下げ | 1 | |

○ 新規申請のあっせんを事項別(重複あり)にみると、「パワハラ等」が5件と最も多く、 次いで「勤務条件等」が3件などとなっている。

労働委員会活動指針に基づくその他の主な取組

(1) 自律的な紛争解決の支援

紛争当事者による自律的な紛争解決の支援や紛争の未然防止を図るため、出前講座の実施、 機関紙への事例掲載、情報発信を行った。

〇 出前講座

労働団体,大学等を対象に実施した。

| 連合広島 | 2月15日 | 公益委員が、地場・中小労働組合 役員を対象に、同一労働・同一賃 金を巡る法改正の内容や、判例の 動向等を中心に講話を行った。 | | | | | |
|--------|--------|---|--|--|--|--|--|
| 広島弁護士会 | 10月27日 | 公益委員が、労働委員会制度の実務や事例について講話を行い、制度の活用等について弁護士と意見交換した。 | | | | | |
| 広島修道大学 | 11月 5日 | 使用者委員が、学生を対象に、労働法の基礎知識や社会に出るに当たってのアドバイスなどの講話を行った。 | | | | | |

○ 機関紙への事例掲載

広島県経営者協会及び連合広島の機関紙 に、定期的に労使紛争事例やその解説を掲 載した。

情報発信

市町の広報媒体、民間の就職情報誌等に 労働委員会のあっせん制度に関する記事を 掲載した(4市1町)。

また、広島商工会議所などの県経済団体 に対しても、労働委員会制度の認知度向上 と利用推奨への御協力について依頼を行い、 各団体のホームページに記事を掲載するな どした。



んはA秆で働くことができます。

(2)関係機関との連携強化

- 10月21日に『労働紛争解決ネット広島』の構成機関の担当者が会同し、新型コロナウ イルス感染症への各機関の対応状況や県民からの相談内容等についての情報共有を図った。
- 昨春以降に顕著となった、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、『労働紛争解決ネッ ト広島』と中労委との共催により毎年開かれていた「労使関係セミナー」を中止する等、感 染拡大防止への対応を優先した結果,必ずしも十分な取組を行うことができなかった。